

# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
 編集者 電話番号099(226)3621 FAX 099(226)3622  
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>  
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2019年(平成31年) February 2月号

## 平成30年送検状況について



天空への道（鹿児島市）

【写真提供：村山 隆氏】

### 目次 CONTENTS

さくらじま	1	労働保険料の口座振替のご案内	6～7
平成30年送検状況について	2	冬季における	
平成30年度		転倒災害防止対策の推進について（協力要請）	8～9
「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞のご案内	2	墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン	10～12
鹿児島県の最低賃金	3	「働き方改革関連法」実践ノウハウ獲得セミナーのご案内	13～14
災害に学ぶ～足場の安全措置～	4	2019年度労働安全衛生法に基づく各種免許試験のご案内	15
2020年3月新規大学等卒業予定者の就職・採用活動スケジュールについて	5	2019年度大阪安全衛生教育センター開講講座のご案内	16
平成30年 業種別死傷災害発生状況（12月末速報値）	5	2019年度技能講習・安全衛生教育等実施計画	17
		平成31年3月の講習開催のご案内	18

### さくらじま

昨年11月末に、福岡市で開催された退職予定者のセミナーに参加させていただきました。参加者は、同年代の人が多く、まさか自分がこのようなセミナーに参加するようになるとは・・歳月の速さを改めて感じさせられました。セミナーでは、厚生年金制度、医療・介護保険制度、介護の基本、はたまた資産運用（私には関係ありませんが）等、実際に様々な講義がありました。

その中で、現在60歳の人の平均余命は、男性で23.67年、女性で28.91年であること、20歳から60歳までの40年間の労働時間と60歳から80歳までの自由時間は同じぐらいであることが紹介されました。「そんなにあるんだ」、考えたこともなかったので、時間の多さにびっくりしました。だからこそ、退職後の暮らし、将来の夢、目的・目標を明確にすることはとても大切なことであると力説されて

いました。そして、ある講師が、講義の最後に紹介された言葉がとても印象に残りました。

「あなたが生まれたとき、あなたは泣いて、周りの人達は笑っていたでしょう。だから、いつかあなたが死ぬとき、あなたが笑って、周りの人達は泣いている。そんな人生を送りなさい。（ネイティブアメリカン口伝）」

3月で、定年を迎える人、職場を去る人、嘱託等で職場に残る人等、人生の転換点を迎える方が多いと思います。それぞれの職場で、真摯に仕事に取り組まれ、この日を迎えられたことに敬意を表します。

しかし、人生はこれから、まだまだ、多くの時間が残されています。次のライフステージで、さらに有意義な人生を送られるよう願っています。そして、だいぶ先のことになると思いますが、人生の最後を迎える時には、笑って終わることができたらと思います。

# 平成30年送検状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、平成30年中に下記のとおり労働基準法等違反事件を鹿児島地方検察庁に送検しました。概要は次のとおりです。

No.	業種	概要	送検署	送検年月
1	建築工事業	屋根上における墜落防止措置の未実施	鹿児島署	H30. 1
2	道路貨物運送業	構内における安全通路表示の未実施	鹿児島署	H30. 3
3	卸売業	機械の清掃作業等における運転停止措置の未実施	鹿児島署	H30. 8
4	警備業	違法な長時間労働	鹿児島署	H30. 8
5	酒類製造業	労災かくし（死傷病報告の未届け）	名瀬署	H30. 9
6	保健衛生業	賃金未払（告訴）	鹿児島署	H30. 9
7	土木工事業	ロープ高所作業における特別教育の未実施	名瀬署	H30. 9
8	土木工事業	高所作業における墜落防止措置（安全帯使用）の未実施	名瀬署	H30. 9

法令別にみると、労働基準法違反事件2件（No.4, 6）、労働安全衛生法違反事件6件（No.1, 2, 3, 5, 7, 8）となっています。

労働基準法違反では、**36協定で定めた時間外労働の上限時間を超える違法な長時間労働**が行われていた事案を送検しており、違法な長時間労働による送検は3年連続となりました。

労働安全衛生法違反では、**墜落防止措置、安全通路表示、非定常作業における機械の運転停止、特別教育等**、労働災害防止の基本的事項が実施されていなかったことが原因で死亡などの重篤な労働災害が発生しています。

鹿児島労働局では、長時間労働の解消、労働災害防止対策など、働く方の命と健康を確保するための立入調査を引き続き実施していくとともに、重大・悪質な事案については書類送検するなど厳正に対処することとしています。

## 平成30年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」 ～鹿児島県から1名が受賞～

鹿児島労働局健康安全課

厚生労働省は、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署において作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長140名を、平成30年度の「安全優良職長」として厚生労働大臣から顕彰しました。

鹿児島県からは、豊明建設株式会社（鹿屋市共栄町）の前原 武（まえはら たけし）さんが受賞され、平成31年1月11日に厚生労働省講堂において顕彰式典が行われました。

この制度は、労働災害による休業4日以上の被災者数が約12万人（平成29年）に上る中、高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的として平成10年度から始まり、今回で21回目となります。

労働災害を防止するためには、事業者がその責任を果たすとともに、労働者自身も、事業者が行う安全衛生管理活動に積極的に協力していくことが必要であり、特に作業を直接指揮する職長等の安全意識を高めることが重要です。

今回受賞されました前原さんに続き、次年度も多数の方が受賞されることを期待しています。

※「職長」とは、事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において「安全」を実現する監督者のこと。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われる。

# 鹿児島県の最低賃金

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金！

## 地域別最低賃金

鹿児島県 最低賃金	時間額	効力発生日	適用範囲
	761円	平成30年 10月1日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

## 特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	788円	平成30年 12月28日	次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋸ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車（新車）小売業	821円	平成30年 12月28日	次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	761円		左記の最低賃金は、平成30年度は改正がありませんでした。 このため、平成30年10月1日から鹿児島県最低賃金761円以上の支払いが必要となります。

●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。

地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。  
なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

●最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

●最低賃金に関する基礎調査、賃金構造基本統計調査にご協力をお願いします。

最低賃金に関するお問い合わせ先 鹿児島労働局賃金室（☎099-223-8278） 又は最寄りの労働基準監督署

《ご存知ですか？ 最低賃金引上げ支援 中小企業最低賃金引上げ・支援対策費補助金（業務改善助成金）》

お問い合わせ先 鹿児島労働局雇用環境・均等室（☎099-223-8239） 又は

鹿児島県働き方改革推進支援センター（鹿児島県社会保険労務士会内 ☎099-257-4823）

## 鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://isite.mhlw.go.jp/kagoshima-rooudoukyoku/>

最低賃金電話サービス ☎099-223-8881



## 災害に学ぶ 「足場の安全措置」

鹿児島労働局健康安全課

**【はじめに】**

鹿児島県内の労働災害（休業4日以上（確定値））は、減少と増加を繰り返しながら、平成24年から平成27年までは1,700人台で推移していましたが、平成28年は1,985人と大幅に増加し、平成29年も若干の減少はあったものの1,961人となり、その数は平成12年当時に逆行したものとなっています。また、死亡災害は近年20人前後で推移しており、平成29年以前5年間の平均では、その多く（約3割）は建設業で発生しています。

平成29年に発生した労働災害を事故の型別で見てみると、全産業では転倒が最も多く、次いで墜落・転落、動作の反動・無理な動作（腰痛等）の順になっていますが、建設業では墜落・転落が全体の約4割と圧倒的に多く、次いで激突され、飛来・落下の順となっています。

建設業の墜落・転落対策の主なものには、平成21年と27年に改正のあった足場に関する法規制（以下「足場の改正法規制」という。）があります。

この法規制では、単管足場の中さん等の設置やわく組足場の下さん等の設置が義務付けられていますが、県内の建設現場のパトロール等においては、単管足場に中さんが設置されていなかったり、わく組足場に下さんが設置されていない状況が未だに散見されます。

今回は、足場の改正法規制による安全措置を講じなかったために発生した労働災害事例を紹介し、再発防止対策について考えてみたいと思います。

**【災害発生状況】****（事例1）**

一戸建て木造建築工事現場において、躯体の周囲に4層の単管足場を設け、被災者が、4層目の足場上で木材の受け渡しを行っていたところ、バランスを崩し、手すりと幅木の間から約5メートル下の隣家のゴミ箱の上に墜落し、首の骨を折りました。

単管足場には高さ90センチメートルの手すりと、高さ20センチメートルの幅木が設置されていましたが、中さんは単管が不足したために設置されていませんでした。（2層目、3層目には設置していました。）

また、メッシュシートも設置されていませんでした。被災者は保護帽を被り、安全帯も着用していましたが、使用はしていませんでした。

**（事例2）**

マンションの外壁工事において、6層のわく組足場を設け、被災者が、壁面調査のために足場の4層目を通行していたところ、被災者が着用していた安全帯のランヤード（命綱部分）が交差筋交いを留めるピンに引っかかり転倒し、交差筋交いの下側から5メートル下の地面に墜落し、上腕骨を折りました。

わく組足場には交差筋交いは設置されていましたが、

下さんと幅木は設置されていませんでした。

また、メッシュシートは設置されておらず、外壁の塗装作業前に設置する予定でした。被災者は、保護帽は着用していました。

**【災害発生原因と対策】**

いずれの事例においても、足場の組立等作業主任者の選任等の問題もありましたが、足場の改正法規制による安全措置の観点から、次のようなことが言えると思います。

**原因**

- ・足場に、「中さん」「下さん」等を設置していなかったこと。
- ・「中さん」「下さん」等が設置されていない箇所での作業を禁止していなかったこと。
- ・安全帯のランヤードを伸びた状態のままにしていたこと。

**対策**

- ・墜落防止のために、「中さん」「下さん」等を設けること。
- ・墜落防止措置が講じられていないところは、立入禁止措置を講じること。
- ・安全帯のランヤードは、引っかかりを防止するため、必要がないときは収納すること。

**【おわりに】**

以上2件の災害事例を紹介しましたが、幸いにも、2件とも命にかかる災害とはなりませんでした。その理由として、事例1では、運よくゴミ箱の上に墜落したため、これがクッションとなり、事例2では、墜落中に被災者が何度か足場の部材をつかみながら墜落したため、墜落の衝撃が緩和されたことがあります。

墜落・転落災害については、「1メートルは一命取る」という言葉があるように、1メートルの高さであっても、命にかかる重篤な災害に繋がるおそれがあり、怪我的程度がこの程度で済んだことは、不幸中の幸いであったと考えるべきです。

教訓として、事例1からは、高さ90センチメートルの手すりと高さ20センチメートルの幅木の隙間から人が墜落するということ、災害は、安全措置を講じていないところを突いて起こるということ、また、事例2からは、わく組足場の交差筋交いと足場板までの隙間の距離は最大で約1メートルあることから、人が墜落する隙間としては十分であり、下さん等の設置が必要であること、安全帯のランヤードについては、足場上の通行や安全帯を使用しない際等には、足場の部材等に引っかかるがないように収納しておく必要があるということを学ばなければいけません。

足場の法改正後の措置が取られていないと、墜落・転落災害を引き起こす可能性が大きくなるということがおわかりいただけたと思います。

今年の2月1日から安全帯に関する法規制が変わります。

法規制は、時代とともに遵法状況や災害発生状況等を踏まえて改正されています。事業主の皆様におかれましては、現場や事業場に係る最新の法規制について、今一度ご確認いただければと思います。

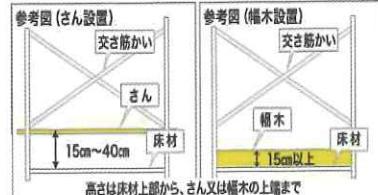
**■単管足場（くさび累積式足場、丸太足場、つり足場を含む）****規則**

手すり（高さ85cm以上）及びさん（高さ35cm～50cmの位置）の設置が義務付けられます。

※同等の措置（パネル・金網・手すり枠）含む。

**参考図（単管足場）****■わく組足場**

**規則**  
交差筋かいに、さん（高さ15cm～40cmの位置）又は幅木（高さ15cm以上）の設置が義務付けられます。  
※同等の措置（パネル・金網・手すり枠）含む。



## 2020年3月新規大学等卒業予定者の就職・採用活動スケジュールについて

鹿児島労働局訓練室

大学、短期大学と高等専門学校の2020年3月卒業・修了予定者の就職・採用活動のスケジュールについて、ハローワークでの学卒求人の取扱い等は以下のとおりです。（平成30年度と同様）

【求人の受理】	2019年2月1日以降
【広報活動】	2019年3月1日以降
【求人の公開】	2019年4月1日以降
【採用選考活動】	2019年6月1日以降

※ 求人公開後であっても5月31日以前には採用選考活動を行わないようご注意ください。

※ 大学等卒業予定者の就職・採用スケジュールや募集に関することについては、お近くのハローワークもしくは鹿児島労働局訓練室へお尋ねください。

## 県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

平成30年11月分

県内有効求人倍率	1.37倍（前月比0.02P増）
全国有効求人倍率	1.63倍（前月比0.01P増）
県内正社員有効求人倍率	0.99倍（前年同月比0.09P増）
全国正社員有効求人倍率	1.19倍（前年同月比0.10P増）

※本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、有効求人数が51ヶ月連続で前年同月を上回り、有効求人倍率（季節調整値）は過去最高となり、31ヶ月連続で1倍台で推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善していますが、今後の求人・求職の動きに注視してまいります。

## 各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

## 【特定求職者雇用開発助成金】

## ● 三年以内既卒者等採用定着コース

学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図ることを目的としたもので、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行い、既卒者等を新規学卒枠で初めて採用後、一定期間定着させた事業主に対して支給します。

これまで既卒者等の新規学卒枠での採用実績がなかった事業主の皆さまは、対象労働者の積極的な雇入れをご検討いただけますよう、お願いいたします。

※平成31年3月31日までに募集等を行い、平成31年4月30日までに対象者を雇入れた事業主が対象です。

ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

## 平成30年 業種別死傷災害発生状況（平成30年12月分 速報版）

鹿児島労働局

	平成30年		平成29年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,760	13	1,826	18	-66	-5
1 製造業	332	1	360	1	-28	0
1 食料品製造業	189		228	1	-39	-1
4 木材・木製品製造業	24		25		-1	
9 窯業土石製品製造業	21		18		3	
11～12 金属製品製造業	19		28		-9	
13～15 機械器具製造業	22		19		3	
上記以外の製造業	57	1	42		15	1
2 鉱業	5	0	6		-1	0
3 建設業	279	4	297	8	-18	-4
1 土木工事業	102	2	110	2	-8	
2 建築工事業	149	2	135	4	14	-2
3 その他の建設業	28		52	2	-24	-2
4 運輸交通業	207	0	179	3	28	-3
1 鉄道・航空機業	8		9	1	-1	-1
2 道路旅客運送業	23		16		7	
3 道路貨物運送業	175		153	2	22	-2
4 その他の運輸交通業	1		1			
5 貨物取扱業	21	0	30	1	-9	-1
1 陸上貨物取扱業	9		9			
2 港湾運送業	12		21	1	-9	-1
6 農林業	80	3	95	1	-15	2
1 農業	36	2	49		-13	2
2 林業	44	1	46	1	-2	
7 畜産・水産業	87	1	97	1	-10	0
8 商業	235	0	231	1	4	-1
1 鉄売業	30		37		-7	
2 小売業	171		167	1	4	-1
3 理美容業	3		3			
4 その他の商業	31		24		7	
9 金融・広告業	18	1	23	0	-5	1
11 通信業	22	0	18	0	4	0
12 教育・研究業	14	1	19	0	-5	1
13 保健衛生業	245	0	244	0	1	0
1 医療保健業	116		98		18	
2 社会福祉施設	123		142		-19	
3 その他の保健衛生業	6		4		2	
14 接客娯楽業	95	1	109	0	-14	1
1 旅館業	16		27		-11	
2 飲食店	45		57		-12	
3 その他の接客娯楽業	34	1	25		9	1
上記以外の事業	120	1	118	2	2	-1
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・整備業	65	1	59	1	6	
16 官公署	2		0		2	
17 その他の事業	53		59	1	-6	-1
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）	184	0	162	2	22	-2
第三次産業（8-17）	749	4	762	3	-13	1

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

地震発生、そのときどうする  
「イラストレーター：ミヤチヒタカ」

# 平成31年度第1期（全期）の 口座振替申込手続きは 2月25日までです

## お手続き方法

### 1 申込用紙入手

- ①労働局や労働基準監督署の窓口
- ②厚生労働省ホームページ



PDF形式でダウンロードができ、画面で入力することができます。必ず3枚とも印刷して金融機関へ持ち込んでください。

厚生労働省 労働保険 口座振替 申込用紙

検索



\* 様式は必ず「法人・個人事業主用」を選んでください

\* 労働保険番号を複数お持ちの場合（特に建設業・農業や複数の店舗・支店・工場がある場合等）は必ずすべての番号について提出してください。

### 2 口座を開設している金融機関の窓口へ提出

金融機関で申込用紙を提出していただきましたら、金融機関



から労働局へ申込書が送付されます。

ネットバンクやゆうちょ銀行等お取扱いのない金融機関もあります

労働局へ申込書が到達し、1期から口座振替対象となる場合には、年度更新申

告書上部に「口座振替」と表記され、申告書から切り離して使用する納付書には

口座振替の案内が印字されます。

## 口座振替のメリット

- ①保険料納付のために金融機関の窓口へ行く手間・待ち時間が解消されます。
- ②納付をうっかり忘れて延滞金が課される心配がありません。
- ③手数料はかかりません。
- ④保険料引き落としに最大約2か月のゆとりができます。

納期	第1期（全期）	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替日	9月6日	11月14日	2月14日

\*保険料を延納している場合には第1期、第2期、第3期での分割で引き落としされます。

## 引き落とし前後にははがきでお知らせします

- 毎回、口座振替納付日の約3週間前に、引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- 口座振替納付後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。
- 振替日に引き落としができなかった場合にもご連絡させていただきます。

## 労働保険の口座振替をご活用ください

### ◆お問い合わせ先◆

鹿児島労働局 労働保険徴収室 099-223-8276

## 冬季における転倒災害防止対策の推進について（協力要請）

(公社)鹿児島県労働基準協会

平成30年12月7日付け鹿児島労働局長より冬季における転倒災害防止対策の要請が別紙のとおりありましたのでお知らせ致します。

(別紙)

鹿労発基1207第3号  
平成30年12月7日

各労働災害防止団体等の長 殿

鹿児島労働局長

### 冬季における転倒災害防止対策の推進について（協力要請）

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
休業4日以上の死傷災害のうち最も件数が多い転倒災害の減少を図るため、厚生労働省では「STOP!転倒災害プロジェクト」を実施しているところです。

しかしながら、全国の転倒災害の件数は、平成30年10月末速報値で23,624件と、前年同期の20,059件より3,565件(17.8%)の増加であり、ここ数年を見ても大きく増加しています。また、転倒災害は、休業4日以上の死傷災害の中で件数のみならず、その増加率も最も高い災害となっています。

当局における状況も、平成30年10月末速報値で328件と、前年同期の318件より10件(3.1%)の増加となっており、事故の型で最も高い比率(22.3%)を占めています。

このような状況を踏まえ、労働災害による休業4日以上の死傷者数を2017年比で5%以上減少させるという「第13次労働災害防止計画」の目標達成のためには、転倒災害の防止をより一層推進する必要があり、当局が平成30年11月27日付で貴職宛てに行いました緊急要請においてもその対策への取組をお願いしています。

については、これから積雪や凍結による転倒災害が多く発生する冬季を迎えることから、当局におきましては、下記の取組を行いますので御了知いただくとともに、貴団体におかれましても、当該取組と連携して、冬季における転倒災害の防止について、傘下の会員事業場に対する周知啓発、支援等に、各団体の実情に応じて、取り組んでいただきますよう、お願ひいたします。

#### 記

#### 事業場に対する周知啓発、指導について

##### (1)準備期間の設定

2月（積雪や凍結による転倒災害が多い月）の重点取組期間に加え、地域における大雪や低温に関する気象情報、これまでの冬季における転倒災害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、冬季に向けた転倒災害防止対策のための準備期間を設けるよう指導すること。

##### (2)事業場における転倒防止対策への取組指導

事業場において、特にイの対策に取り組むよう指導すること。

###### ア 一般的な転倒災害防止対策

- (ア)作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ)4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- (ウ)明るさ（照度）の確保、手すりや滑り止めの設置
- (エ)危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (オ)転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- (カ)作業内容に適した耐滑靴やプロテクター等の着用の推進
- (キ)定期的な職場点検、職場巡回の実施
- (ク)転倒予防体操の励行

###### イ 冬季における転倒災害防止対策

###### (ア)気象情報の活用によるリスク低減の実施

- ①大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
- ②警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、労働者への周知
- ③気象状況に応じた出張・作業計画等の見直し

###### (イ)通路・作業床の凍結等による危険防止の徹底

- ①屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- ②事務所への入室時における靴裏の雪・水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
- ③屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、労働者への周知
- ④凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法・作業方法の見直し
- ⑤凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

(担当：労働基準部健康安全課)



# STOP! 転倒灾害 プロジェクト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## まずは、職場内で情報共有

### 転倒危険場所を見る化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、転倒の危険を見える化しましょう！

※下のステッカーは、「STOP! 転倒灾害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

### 転倒危険！



#### コメント

## あなたの職場は大丈夫？

### 転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目	
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか
4	転倒を予防するための教育を行っていますか
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいますか
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか

#### チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!

## STOP! 転倒灾害 プロジェクト

### STOP! 転倒灾害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、転倒災害を撲滅するため「STOP! 転倒灾害プロジェクト」を推進しています。

[STOP! 転倒](#) [検索](#)

事業者の皆さまは、職場の転倒災害防止対策を進めていただくとともに、適時にチェックリストを活用した総点検を行い、安全委員会などで調査審議などを経て、職場環境の改善を図ってください。

#### 転倒災害の特徴

##### 特徴1 転倒災害は最も多い労働災害！

休業4日以上の労働災害、約12万件のうち、転倒災害は約2.8万件と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

##### 特徴2 特に高齢者で多く発生！

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが約3倍に増加します。

##### 特徴3 休業1か月以上が約6割！

転倒災害による休業期間は約6割が1か月以上となっています。

##### 特徴4 冬季に多く発生！

降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。



「平成29年転倒災害による休業期間の割合」労働者死因病報告（厚生労働省）より作成

#### 転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

##### 滑り

###### <主な原因>

- ・床が滑りやすい素材である。
- ・床に水や油が飛散している。
- ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。
- ・路面等が凍結している。

##### つまずき

###### <主な原因>

- ・床の凹凸や段差がある。
- ・床に荷物や商品などが放置されている。

##### 踏み外し

###### <主な原因>

- ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

#### 転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

##### 4S(整理・整頓・清掃・清潔)

- ・歩行場所に物を放置しない
- ・床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く
- ・床面の凹凸、段差などの解消

##### 転倒しにくい作業方法

- ・時間に余裕を持って行動
- ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ・足元が見えにくい状態で作業しない

##### その他の対策

- ・移動や作業に適した靴の着用
- ・職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！  
[「STOP! 転倒灾害プロジェクト」](#)

[STOP! 転倒](#) [検索](#)

(2018.11)

# 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインのポイント

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインの策定については、平成30年7月13日付け鹿児島労働局長より本会長あて周知依頼（本誌平成30年10月号NO.720号に掲載）があったところですが、ガイドラインのポイントについてお知らせ致します。

（公社）鹿児島県労働基準協会

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

## 適用範囲

- このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

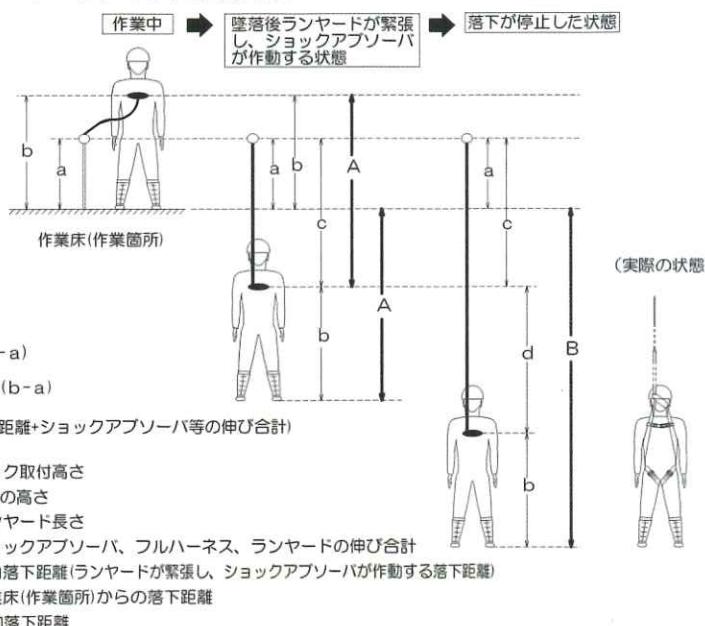
## 用語

### ●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。

（右図のA）

### 【フルハーネス型の落下距離等】

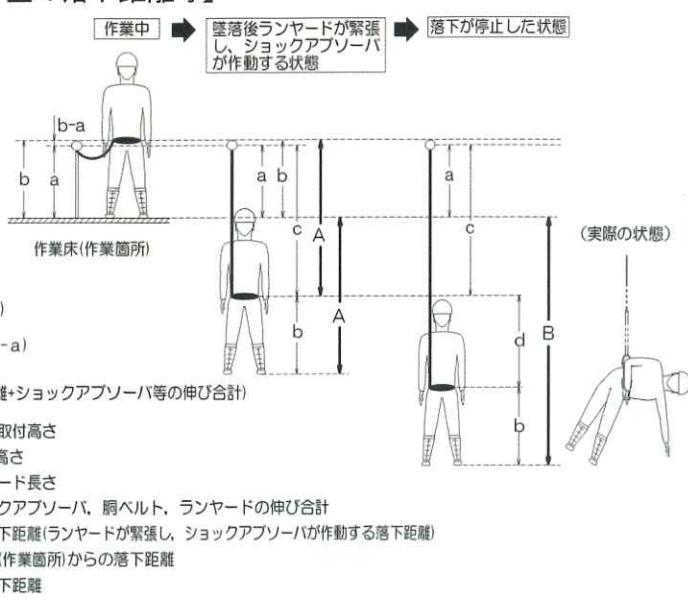


### ●落下距離

作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。

（右図のB）

### 【胴ベルト型の落下距離等】



### ●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

### ●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

### ●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

## 要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」とガイドラインにおいて規定されます。

### 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

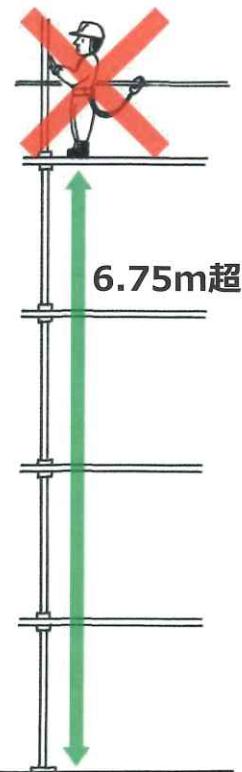
#### 要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所、柱上作業等の場合は2m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



#### 要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

（85kg用又は100kg用。特注品を除く。）

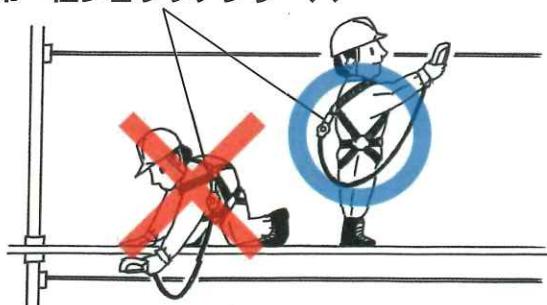


#### 要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。（腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。）

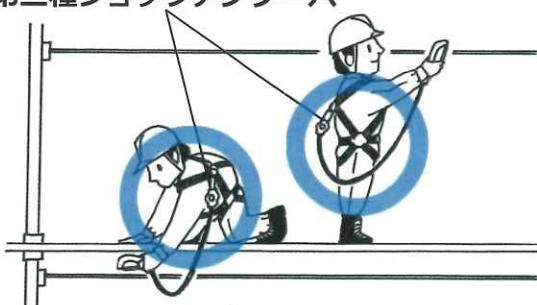
##### フック位置が腰より高い場合

###### 第一種ショックアブソーバ



##### フック位置が腰より低い場合

###### 第二種ショックアブソーバ



## 【墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

## ○ 墜落制止用器具の選定

- ・墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離+ショックアブソーバの伸び+1m(=6.75m)以下としなければならないこと。

## ○ 一般的な建設作業等（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

- ・腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※1を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。
 

※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。
- ・ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※2を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。
 

※2 ランヤードのフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。

## ○ 柱上作業等（ワークポジショニング作業を伴う場合）

- ・ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ワークポジショニング作業は、通常、フック等を取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

## 使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かるによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

## 点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

平成30年度 厚生労働省委託事業「労働条件関係セミナー」



鹿児島

業績アップ  
につながる

健康経営

について  
考えてみませんか？

採用力  
がグッと上がる

# 「働き方改革関連法」の説明

# 実践ノウハウ獲得

## セミナー

～中小企業の生産性向上のために～

参加無料

定員100名

先着順

本セミナーでは、従業員の心身の健康の向上や組織内のコミュニケーションなどに関するアイデアや知識、ノウハウを専門家の講師が分かりやすくお伝えいたします。  
更に「働き方改革関連法」についても厚生労働省の担当者が説明していきます！

日程 2019年2月22日(金) 11:00~16:30  
受付 10:30、昼休憩 12:00~13:00

会場 TKP ガーデンシティ鹿児島中央 屋久島

鹿児島県鹿児島市中央町 26-1 南国アネックス 3階  
アクセス：JR 鹿児島中央駅より徒歩 3 分

プログラム

- |      |                    |
|------|--------------------|
| パート1 | 対話的コミュニケーションに関する講話 |
| パート2 | 働き方改革関連法の説明        |
| パート3 | 健康経営に関する講話         |
| パート4 | 事例発表               |
| パート5 | 明日から何に取り組む？ワーク     |



対象者

中小企業の経営者の方、人事部門の責任者や担当者の方

厚生労働省委託事業事務局：ランゲート株式会社

〒604-8141 京都市中京区泉正寺町 328 西川ビル 4階  
TEL 075-741-7862 (平日 9:00~17:00) / EMAIL info\_working@mb.langate.co.jp



申込方法

WEB <http://www.langate.co.jp/8090/>

※他地域でのセミナー開催についてはWEBからご確認いただけます

FAX 075-741-7863

労働条件 ランゲート

検索

## 登壇者紹介



丸山まゆみ 氏

●中外製薬株式会社 人財育成部 課長  
人財開発プロフェッショナル

1979年生まれ。  
2006年より人財開発部門に従事。現在、社内唯一の人財開発プロフェッショナルとして社内外で活躍している。「すべての革新は患者さんのために」を成し遂げるために、これまで同社の全てのマネジャーを育成してきた。現在は、経営をはじめ全社員からの絶大な信頼をもとに、研修成果を現場でより活かし成果につなげるために、現場の課題をヒアリングし、現場の社員と共に「対話を通じた人財育成、組織開発」を行っている。



中辻めぐみ 氏

●社会保険労務士法人 中村・中辻事務所  
代表社員  
●株式会社インフィニティ 取締役

大分労働基準局に労働事務官（当時）として入局。以来、労災保険業務に携わり、「脳・心臓疾患」、「精神障害等」の給与業務を行う。現在は、「メンタルヘルス」、「安全衛生部門」、「セクハラ・パワハラ」、「加重労働対策」を中心企業に向けてコンサルティングを行なっている。講師活動は年間90本以上、企業、官庁等に向けて多数。



西岡徹人 氏

●(公社)日本青年会議所 東海地区協議会  
2017年度 副会長  
●(公社)日本青年会議所 LOM 支援グループ  
2018年度 会務常任理事  
●三洋工業㈱ 代表取締役  
●N.SUNSHOW 株式会社 代表取締役

1979年生まれ。「全ての人にマイホームを！」と、ローコストの注文住宅【SUNSHOW 夢ハウス】を発表。金銭的な都合などでマイホームを持つ夢を諦めてしまった方、一人親家庭の方、外国人の方に高品質低価格（700万円台～）の注文住宅を提供、人気のハウスメーカー。子連れ勤務可能なカンガルー出勤、キッズスペース等女性のライフキャリアステージにあった環境作りに力をいれ、岐阜県ワーク・ライフバランス推進企業として認定される。N.SUNSHOW 株式会社、女性だけの工務店クレドホーム代表取締役も務める。国連サミットで採択された国際目標 SDGs（持続可能な開発目標）を企業の経営戦略の中核に置き、外務省 SDGs 貢献コミット企業とし認定されている。

## 労働条件関係セミナー参加申込書 (FAX : 075-741-7863)

2019年2月22日（金）11:00～16:30 受付 10:30、昼休憩 12:00～13:00

(会場) TKP ガーデンシティ鹿児島中央 屋久島

(申込み日) 年 月 日

フリガナ		フリガナ	
氏名		企業・ 団体名	
業種		企業 規模	10名未満 · 10~49名 · 50~99名 100~299名 · 300名以上 ※いずれかを○で囲む
電話	- - -	e-mail	@

### 【個人情報の取り扱いについて】

- ・本申込書にご記入いただいた個人情報は、厚生労働省委託事業「労働条件関係セミナー開催等一式」委託事業に利用させていただきます。
- ・ランゲート株式会社の個人情報取り扱いについて詳しくは「<http://www.langate.co.jp/8090/privacy.html>」を御覧ください。
- ・個人情報に関する問合せ先: ランゲート株式会社 個人情報保護管理者 情報通信部PMR担当 Mail: [privacy@mb.langate.co.jp](mailto:privacy@mb.langate.co.jp)



**上記内容について □ 同意する (チェックしてください)**

2019年度



## 労働安全衛生法に基づく 各種免許試験案内(学科)

公益財団法人 安全衛生技術試験協会

九州安全衛生技術センター

〒839-0809 福岡県久留米市東合川5丁目9番3号

TEL 0942-43-3381

<https://www.kyushu.exam.or.jp/> FAX 0942-44-0844

2019年4月から2020年3月までの間に当センターで実施する免許試験の日程は下記のとおりです。

### 1 学科試験日時

試験前の説明がありますので、試験開始時刻の15分前までには入室してください。

試験月 試験の種類	上期日程						下期日程						試験開始 時刻	試験終了 時刻
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
特級ボイラーティスト							3						10:00	16:10
一級ボイラーティスト	3			3			31			14			10:00	15:30
二級ボイラーティスト	16	9	19	23	19	11	8	26	18	8	19	4	13:30	16:30
☆特別ボイラーライセンス						2				31			13:30	16:00
☆普通ボイラーライセンス						2				31			13:30	16:00
ボイラーアシスタント				18							21		13:30	16:00
☆運転士	10	14			28	13	17		11	24		12	13:30	16:00
☆クレーン運転士	10	14	4	4	28	13	17	27	11	24	6	12	13:30	16:00
☆クレーン運転士	10						17						13:30	16:00
限定免許解除試験						17							13:30	【注】
☆移動式クレーン運転士		8		11	29			6		22		3	13:30	16:00
☆揚貨装置運転士	19												13:30	16:00
発破技士			11					10					13:30	15:30
ガス溶接作業主任者			11					10					13:30	16:30
林業架線作業主任者								10					13:30	16:30
第一種衛生管理者	17	15	12	24	20	12・25	24	1・20	17	17	18	2・7・18	13:30	16:30
第二種衛生管理者	17	15	12	24	20	12・25	24	1・20	17	17	18	2・7・18	13:30	16:30
高圧室内作業主任者		22											10:00	15:30
工業クレーン作業主任者		16			27		19		21				10:00	15:30
ガソリンタンク作業主任者		22											10:00	15:30
潜水士	5			18			1				7		10:00	15:30

(注)1. 試験日程欄の数字は学科試験の実施日です。

2. ☆印は学科試験合格後に実技試験が行われます。(詳しくは別の実技試験案内をご覧ください。)

3. 当センターでは各種の技能講習及び受験準備講習は一切行っていません。また参考書等も取扱っていません。

4. 3月7日(休業日の衛生管理者試験日)は受験申請書の受付は行いません。

【注】試験終了時刻はクレーン限定免許解除試験、床上運転式クレーン限定免許解除試験は14:45、デリック限定免許解除試験は15:30です。

#### ◎ 2019年度における地区出張特別試験について

北九州、宮崎、鹿児島、熊本、長崎、大分、石垣、沖縄本島、佐賀の各地区で実施する予定です。

受付方法(場所)等が異なりますので、受験を希望される方は各地区的労働基準協会等、または当センターで、出張特別試験案内をお求めください。なお、当センターホームページからでもダウンロードできます。

作業環境測定士試験予定日：2019年8月21・22日、2020年2月13日（二種のみ）

労働安全・労働衛生コンサルタント試験予定日：2019年10月29日

※詳しくは別途作成の試験案内をご覧ください。

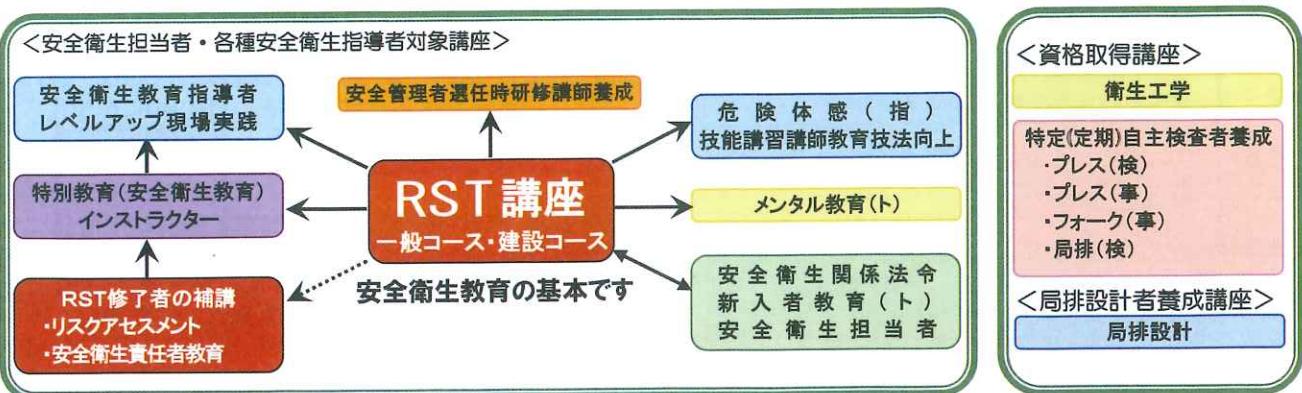
2019年度

# 大阪安全衛生教育センター

## 開講講座のご案内

中央労働災害防止協会・大阪安全衛生教育センターでは、職長教育・特別教育などの各種安全衛生教育の企業内講師（トレーナー・インストラクター）や安全衛生の管理スタッフなどを養成するための研修を実施しております。当センターの講座を修了された方は今までに約126,000人（2018年3月末現在）に達し、各企業の安全衛生のリーダーとして活躍されています。

皆様のご受講を心よりお待ちしております。



中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター

〒586-0052 大阪府河内長野市河合寺423-6

TEL 0721-65-1821 / FAX 0721-65-1472

<http://www.jisha.or.jp/oshec/index.html>



## 2019年度 技能講習・安全衛生教育等実施計画

(公社)鹿児島県労働基準協会

講習名		2019年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020年 1月	2月	3月
技能講習	車両系建設機械運転(整地等)	教習所 鹿屋	教習所	教習所 鹿屋	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所	教習所	
	車両系建設機械運転(解体用)			教習所 鹿屋			教習所 鹿屋		教習所			教習所	
	フォークリフト運転	教習所	教習所	教習所 鹿屋	教習所 鹿屋		教習所 鹿屋		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所
	不整地運搬車運転		教習所					教習所			教習所		
	小型移動式クレーン運転	教習所	教習所 種子島	教習所	川内 鹿屋	教習所	横川 岩川		教習所	教習所			教習所
	床上操作式クレーン運転		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所		教習所		教習所
	玉掛け	教習所	教習所 鹿屋	教習所 鹿屋	教習所	教習所	教習所	教習所 川内	教習所 岩川	教習所	教習所	教習所	教習所
	高所作業車運転		教習所		教習所	川内	教習所	教習所	教習所		教習所	教習所	
	ガス溶接	教習所					教習所			教習所			
	有機溶剤作業主任者		オロシティ			オロシティ	オロシティ		オロシティ 奄美			教習所	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所		教習所	
特別教育	特化物・四アルキル鉛等作業主任者		オロシティ		オロシティ	オロシティ					教習所		
	石綿作業主任者				教習所				教習所			教習所	
	乾燥設備作業主任者						教習所						
	建築物等の鉄骨組立作業主任者					教習所							
	移動式クレーン運転実技教習	教習所			教習所	教習所		教習所		教習所		教習所	
	小型車両系建設機械運転(整地等)				教習所			教習所					教習所
	ローラー運転		教習所	種子島			教習所			教習所			
養成講習	クレーン運転	教習所	教習所		教習所	教習所		教習所	教習所	教習所		教習所	
	アーク溶接等	教習所		教習所	教習所		教習所	教習所			教習所		
	研削といし(自由研削用)		教習所			教習所			教習所		教習所		教習所
	巻上げ機運転	教習所						教習所				教習所	
	低圧電気取扱業務			教習所			教習所			教習所			教習所
	酸素欠乏・硫化水素危険作業	教習所							教習所				
	粉じん作業						教習所						
一般教育	安全衛生推進者			オロシティ					教習所 奄美				教習所
	衛生推進者	オロシティ			オロシティ				オロシティ				
準備講習	安全管理者選任時研修		教習所			教習所	教習所			教習所			
	職長教育		教習所		教習所	教習所	教習所		教習所				教習所
准備講習	第1種衛生管理者準備講習			オロシティ									
	第2種衛生管理者準備講習			オロシティ									

教習所：(公社)鹿児島県労働基準協会鹿児島教習所(鹿児島市七ツ島1-6-2) オロシティ：オロシティーホール(鹿児島市卸本町6-12)  
 赤字については、各地区での実施予定です。

## 平成31年3月 講習開催のご案内

## 鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部  
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622  
鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 3/4~3/8	2/4~2/8	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 3/4~3/5		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
技能 講 習	床上操作式クレーン運転	3/4~3/6	2/4~2/8	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円
	玉掛け	3/11~3/13	2/12~2/15	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円
	小型移動式クレーン運転	3/18~3/20	2/18~2/22	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円
特別 教育	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	3/11~3/12	2/12~2/15	会員 16,460円 一般 19,700円
	研削といしの取替え等 (自由研削用)	3/20	2/18~2/22	会員 11,016円 一般 12,096円
その他	安全衛生推進者 養成講習	3/14~3/15	2/12~2/15	会員 12,284円 一般 13,284円
	職長教育	3/18~3/19	2/18~2/22	会員 12,744円 一般 15,984円

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。  
2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただか、案内書をお取り寄せください。

切り取り

## 「2019年度 技能講習・安全衛生教育のご案内」送付依頼書

(公社)鹿児島県労働基準協会

案内書は、平成31年2月中旬頃、発送予定です。

ご希望の方はFAXにてご依頼下さいようお願いします。

FAX番号 099-226-3622

年 月 日

《見本》

講習担当者 宛

希望部数	部
送付先名 (事業場名又は氏名)	
送付先住所	〒
電話番号	FAX番号
担当者名	

